

2019年9月27日

「あきしん後見支援預金」の取扱開始について

秋田信用金庫では、「あきしん後見支援預金」の取扱いを10月1日（火）より開始します。

「後見支援預金」とは、後見人が家庭裁判所の指示書に基づいて利用できる普通預金です。被後見人の預金のうち、日常的な支払いをするのに必要な金銭は後見人自身で管理し、通常使用しない金銭については、「後見支援預金」として家庭裁判所の指示書に基づいて管理します。家庭裁判所の指示書がなければ入出金等すべてのお取引ができないため、被後見人の財産管理の透明性が図れます。

特徴・取引条件

取引方法	すべてのお取引は家庭裁判所の「指示書」に基づき行うものとさせていただきます。
自動受取・自動支払について	給与、年金等の自動受取及び公共料金、クレジット等の自動支払にはご利用いただけません。
キャッシュカードの取扱い	キャッシュカードは発行できません。
ATMのご利用	ATM はご利用いただけません。口座開設された窓口での取扱いに限定させていただきます。

以上

(本件に関するお問い合わせ先)
秋田信用金庫 業務部
フリーダイヤル 0120-345-112